

☆ 「共に生きる」とは

The diagram is enclosed in a large rounded rectangle. On the left, a smaller rounded rectangle labeled 'D地区' (Area D) shows a residential scene with houses and three simple person icons below it. On the right, a larger rounded rectangle labeled 'C地区' (Area C) shows a similar residential scene but with a dotted background and six detailed person icons below it. A woman in a suit on the left has a speech bubble pointing towards the 'D地区' area.

D地区

C地区

眼鏡をかけている方々は、D地区に良い環境を用意しましたので、D地区で暮らしてください。

「もし、こう言われたら…」

【どこで、誰と生活するか選択の機会が確保されているか】

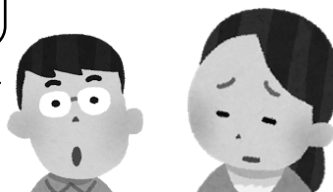
障害者基本法第3条（地域社会における共生等）

- 2 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

つまり、C地区に住んでいる人に、整った環境だからといって、本人の選択の余地なくD地区に移住してくださいと頼んでいることが問題なのです。



「もう ぼくは
ここで くらせないの？」



住み慣れた場所（地域）で暮らしたい。それはみんな同じではないでしょうか。

【教育における学びの場の決定について】

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正を受け、障がいの程度が第22条の3に該当する子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の枠組みを改め、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みになりました。その際、大切にすべきこととして、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）、に次のように示されています。

市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、**本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成**を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

（下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記）